平成２３年（フ）第１１３３号
神戸市兵庫区吉田町２丁目39番３号
債務者　住中　隆浩
1　決定年月日時　平成23年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月６日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１１７３号
神戸市東灘区岡本１丁目２番27―610号、従前の住所神戸市東灘区住吉宮町７丁目５番12号　スペラーレ御影405号
債務者　中井安規子
1　決定年月日時　平成23年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月６日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１１８５号
神戸市兵庫区湊町１丁目２番地の10　グランドダイエー102号、従前の住所神戸市兵庫区湊町１丁目296番地の７　シャトーダイエー307号
債務者　園山　忠敏
1　決定年月日時　平成23年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月６日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３２０号
和歌山県海南市岡田609番地
債務者　駿河　嘉紀
1　決定年月日時　平成23年10月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月12日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第４５４号
和歌山県岩出市金池378番地の12
債務者　大戸　明子
1　決定年月日時　平成23年10月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月12日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第４７３号
和歌山県有田郡湯浅町大字湯浅979番地
債務者　鐘巻　　鈴
1　決定年月日時　平成23年10月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月12日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第４８５号
和歌山市松江中２丁目４番18号　上野住宅
債務者　迫田　寅藏
1　決定年月日時　平成23年10月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月12日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第１００号
山口県周南市古市２丁目３番31号
債務者　山縣　直哉
1　決定年月日時　平成23年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月12日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２３年（フ）第１０４号
山口県光市虹ケ浜３丁目16番５号レオパレス虹ヶ浜105号室、前住所山口県周南市上迫町５番33号
債務者　福田祐太郎
1　決定年月日時　平成23年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月12日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２３年（フ）第１３２号
山口県光市浅江７丁目25番８号クロワールリアンⅢ―101
債務者　大谷　克哉
1　決定年月日時　平成23年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月12日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２３年（フ）第１３３号
山口県光市浅江７丁目25番８号クロワールリアンⅢ―101
債務者　大谷　賀代
1　決定年月日時　平成23年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月12日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２３年（フ）第１３５号
山口県下松市大字末武中40番地５スカイビュー弐号館201号
債務者　松田　明子（旧姓正井）
1　決定年月日時　平成23年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月12日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２３年（フ）第１３９号
山口県光市虹ケ浜３丁目２番10―401号、前住所山口県光市浅江７丁目18番21―401号
債務者　中野　　恵（旧姓谷山）
1　決定年月日時　平成23年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月12日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２３年（フ）第１４０号
山口県下松市大字東豊井1053番地19
債務者　櫻井　盈子
1　決定年月日時　平成23年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月12日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２２年（フ）第２７３号
山口市宮野下481番地８、前住所山口市三和町17番31―907号　豊国スカイマンション山口
債務者　脇田屋敬美
1　決定年月日時　平成23年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月27日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１５２号
山口市大内御堀1403番地１　サンライフ大内B201
債務者　石本　勝博
1　決定年月日時　平成23年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月27日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３７８号
北海道旭川市忠和３条７丁目１番７―107号市住7107号
債務者　中本　杏奈
1　決定年月日時　平成23年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月21日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部